

第2期

人権教育及び啓発の推進に関する 香美市行動計画

平成31(2019)年度～平成40(2028)年度

概要版

人権は、誰もが生まれながらにして持つ権利です。昭和23(1948)年に国連で採択された「世界人権宣言」では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない」と謳われています。また、「日本国憲法」でもすべての国民に基本的人権を保障しています。

香美市では、平成21(2009)年に「人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画」(第1期計画)を策定し、関連計画と連携した人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。今後も、様々な人権に関する課題について、行政と市民がより一体となって取り組み、市民一人ひとりの尊厳が守られる社会を実現していく必要があります。

こうした状況を踏まえて、このたび、社会情勢や本市の状況、市民意識等に即して計画の見直しを行い、「第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画」を策定しました。



本計画の基本理念



**一人ひとりの人権が尊重され、
誰もが生き生きと暮らせる社会づくり**



第1期計画では、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会の実現を目指して様々な取組を進めてきましたが、人権をめぐる問題は今なお存在し、新たに対応すべき課題も出てきています。本計画を策定するにあたり、第1期計画の考え方を継承し、基本理念を「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会づくり」とし、人権教育・啓発をより推進し、人権施策を総合的に進めていきます。

平成31(2019)年3月
香美市

様々な人権課題への取組

1. 同和問題

● 施策の方向

- ・正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進
- ・相談・支援体制の充実

● 具体的な取組

「部落差別をなくする運動」強調句間の記念講演会や人権パレード等を通じて、差別意識や偏見をなくすよう同和問題に関する啓発活動を推進します。

2. 女性

● 施策の方向

- ・男女共同参画の推進及び男女平等の意識づくり
- ・女性に対する暴力の根絶及び適切な支援と相談体制の整備
- ・保育・介護サービスの充実及び家庭と仕事の両立支援



● 具体的な取組

男女共同参画学習会や女性人権研修会、またDV対策の取組等を通じて、女性の人権についての理解と認識を深める取組を推進します。

3. 子ども

● 施策の方向

- ・子どもが健やかに育つための環境づくり
- ・問題状況の早期把握と速やかな対応
- ・子どもの人権を守る体制づくり
- ・地域ぐるみの子育て支援
- ・不登校対策
- ・いじめ対策・問題行動対策
- ・子どもが人権を学ぶ機会づくり

● 具体的な取組

児童虐待の防止対策の充実や人権サークル「まごころ」、子どもじんけん学習交流会、香美市いじめ防止サミット等の事業を通じて、子どもが人権について考える機会の創出に努めます。



4. 高齢者

● 施策の方向

- ・虐待防止に関する取組の推進
- ・高齢者の社会参加活動の促進
- ・権利擁護の推進
- ・高齢者福祉サービス及び介護サービスの充実



● 具体的な取組

あったかふれあいセンター事業や認知症啓発(サポーター養成講座)、高齢者人権研修会等、高齢者の人権について理解と認識を深める取組を推進します。

5. 障害者

● 施策の方向

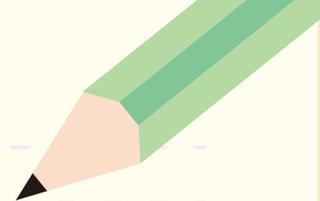
- ・虐待防止に関する取組の推進
- ・就労支援と就労の場の確保
- ・権利擁護の推進
- ・相談窓口の周知及び相談支援の充実
- ・共生社会を目指すインクルーシブ教育*の充実
- ・福祉と教育の連携強化

※インクルーシブ教育:障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育のこと。

● 具体的な取組

相談支援・地域活動支援や就労支援、障害者虐待防止対策等、障害者の人権について理解と認識を深める取組を推進します。





6.HIV感染者等

● 施策の方向

- ・HIV感染者等に関する正しい知識の普及及び啓発活動
- ・ハンセン病に関する正しい知識の普及及び啓発活動
- ・相談・支援体制づくり

● 具体的な取組

HIV感染者等に関する相談支援や啓発を通じて、感染症等に関わりのある人が相談しやすい体制づくりを行うとともに市民の理解を促進します。

7.外国人

● 施策の方向

- ・「意識の国際化」の推進
- ・共生社会実現に向けた教育
- ・外国人の人権に関する正しい知識の普及及び啓発活動
- ・相談窓口の周知



● 具体的な取組

共生社会実現に向け、違いを認め合う寛容性のある国際感覚と人権感覚を育む教育・啓発を推進するとともに、外国語で人権相談に応じることができる窓口の周知を図ることによって、問題解決への支援に努めます。

8.犯罪被害者等

● 施策の方向

- ・犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発
- ・犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

● 具体的な取組

犯罪被害者等に関する総合的な対応窓口の周知を図るとともに、犯罪被害者等のおかれている状況や二次被害等について理解を深める啓発活動に努めます。

9.インターネットによる人権侵害

● 施策の方向

- ・情報モラル等に関する啓発
- ・人権侵害への対応の啓発と関係機関との連携強化
- ・小中学校における情報教育の取組

● 具体的な取組

学習会や啓発等を通じて、インターネット等における人権侵害を防止する取組を推進します。



10.災害と人権

● 施策の方向

- ・災害時の人権への配慮に関する教育・啓発
- ・避難支援における体制づくりの強化
- ・災害弱者に配慮した避難所運営
- ・広域避難の受け入れ

● 具体的な取組

災害時における人権に関する教育・啓発を実施し、避難所運営マニュアルの作成等の事業を通じて、災害時においても人権が守られ、安心して生活できる体制づくりに努めます。

11.性的指向・性自認

● 施策の方向

- ・性的指向・性自認に関する啓発活動
- ・相談支援体制づくり
- ・学校教育における支援体制づくり

● 具体的な取組

学習会や啓発事業を通じて、性的指向・性自認に関する偏見をなくし、人権が守られ、安心して生活を送ることができるよう啓発に努めます。



12.その他の人権課題

● 具体的な取組

「アイヌの人々」「刑を終えて出所した人」等、その他様々な人権課題に対しても啓発の推進に努めます。

第2期計画では、新たな人権課題として、性的指向(好きになる性)・性自認(心の性)を理由とする人権問題についても取り組みます。

人権教育・啓発の推進



1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

● 施策の方向

- ・家庭教育の充実
- ・生涯を通じた学ぶ機会の提供
- ・人権感覚の芽生えにつながる就学前教育
- ・自他を尊重する心を育てる人権教育の推進
- ・職場における人権意識高揚への取組支援

● 具体的な取組

ふれあいじんけん学習会やじんけんフェスティバル、人権週間パレードを引き続き実施するとともに、人権広報誌「あけぼの」の発行や、PTA人権研修会、市民大学(人権講座)等を通じて、人権教育・啓発の推進に努めます。

2. 人権に関する特定職業従事者に対する研修の推進

● 施策の方向

- ・市職員に対する研修
- ・教育職員に対する研修
- ・社会教育関係職員に対する研修
- ・消防職員に対する研修
- ・保健・医療・福祉関係者に対する研修

● 具体的な取組

人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、必要な人権意識を高めるために、研修の推進を図っていきます。



計画の推進体制

本計画に定める人権施策を、市政の様々な分野で積極的に推進していきます。庁内では、関係各課の連携を図りながら、総合的かつ効果的に取り組めます。

さらに、市民、地域、学校、企業、各種団体等が、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努め、積極的な取組が行えるよう、連携・協働を進め、計画の推進を図っていきます。



人権に関するご相談窓口

香美市立ふれあい交流センター

電話番号:0887-53-2631

高知地方法務局「みんなの人権110番」

電話番号:0570-003-110

※人権等に関するその他の相談窓口は、市ホームページに掲載しています。



発行年月:平成31(2019)年3月
発行:香美市
編集:香美市立ふれあい交流センター
〒782-0047高知県香美市土佐山田町1961番地
TEL:0887-53-2631 FAX:0887-53-2622

計画の詳細は市ホームページで公表しています。